



防衛装備庁

平成28年度 安全保障技術研究推進制度 公募要領

公募受付期間 平成28年3月23日（水）～平成28年5月18日（水）

この公募は、委託契約を速やかに開始していただくために、平成28年度予算成立前に行うものです。予算の成立状況によっては、様々な変更が生じ得ることをご承知願います。

【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。応募に先立ち、e-Radへの登録が必要になります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行ってください。
- 公募締め切り直前に提出されますと、応募書類の修正が必要になった場合の対応時間が十分に確保できず、受付期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。
- 本制度へ応募する際には、応募者が所属している機関の長名による同意書（様式任意）の提出が必要となります。

平成28年3月

防衛装備庁

目次

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

- 1. 1. 制度の概要
- 1. 2. 制度の流れ
- 1. 3. 応募資格
- 1. 4. 本制度のポイント
- 1. 5. 研究費について

2. 募集・選考方法と採択後の流れ

- 2. 1. 選考・評価体制
- 2. 2. 研究課題の公募
- 2. 3. 審査の概要
- 2. 4. 審査の観点
- 2. 5. 採択後の手続き等

3. 研究の実施等について

- 3. 1. 研究の進め方
- 3. 2. 研究成果等の報告
- 3. 3. 研究成果の外部への公開手続き
- 3. 4. 知的財産権の帰属等

4. 研究課題の申請方法

- 4. 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募
- 4. 2. 申請書類の作成と提出方法
- 4. 3. 申請書類の注意事項

5. 応募にあたっての留意点

- 5. 1. 研究実施機関の要件・責務等
- 5. 2. 事実と異なる応募書類の提出に対する措置
- 5. 3. 重複申請について
- 5. 4. 不合理な重複・過度な集中に対する措置
- 5. 5. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況
- 5. 6. 研究費の不正な使用等に関する措置
- 5. 7. 研究活動の不正行為に対する措置
- 5. 8. 他の競争的資金制度で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置
- 5. 9. 関係法令等に違反した場合の措置
- 5. 10. 応募情報および個人情報の取扱い
- 5. 11. 委託研究において購入した物品等の取り扱い
- 5. 12. その他事務手続について

別紙 1 研究経費の取扱区分

別紙 2 平成 28 年度募集に係る研究テーマについて

別紙 3 平成 28 年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領

別紙 4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

1.1 制度の概要

近年、科学技術の急速な発展により、防衛技術に適用可能な新しい技術や概念が様々な領域で生み出されています。さらに民生技術と防衛技術の境目が曖昧になっており、防衛装備に適用可能な技術領域が広がってきている等、短期間に大きく変化している状況にあります。防衛装備庁では、この環境の変化に対応するため、安全保障技術研究推進制度（以下「本制度」という。）により、外部の研究者から優れた研究提案を募集します。防衛装備品を創製するためには、様々な段階の研究が必要となります。本制度では、このうち基礎研究フェーズを対象とします。

一般的に基礎研究には様々な定義がありますが、本制度では、将来の応用における重要課題を構想し、根源に遡って解決法を探索する革新的な研究¹である、技術指向型の基礎研究を主な対象としています。ただし基礎研究には、特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究²としての定義もあります。そこで本制度では、研究提案を募集するにあたり、応用先を直接示すことはせず、将来の応用に関して技術的に関心がある技術領域を研究テーマとして提示するにとどめ、応募者側に具体的な研究内容と研究目標を案出してもらうこととしています。その後の採択審査において、提出された様々な提案の中から優れた提案を選考し、採択された研究者が所属する研究機関に研究を委託します。

本制度で委託する研究は、防衛装備品そのものの研究開発ではなく、将来の装備品に適用できる可能性のある萌芽的な技術を対象としたものです。研究の結果、良好な成果が得られたものについては、防衛省において引き続き応用研究等を実施することでその成果を見極め、将来の装備品に繋がっていくことが期待されますが、こうした基礎的な技術には多義性があり、様々な応用が考えられます。防衛装備庁としては、研究成果の最大活用の観点から、本制度で得られた研究成果が広く民生分野で活用されることを期待します。また、基礎技術を研究対象としているため、研究者同士の開かれた議論が必須であること、様々な応用のためには研究の広がりが必要であることなどから、本制度では成果の公開を原則としており、また知的財産権は委託先に帰属させることを可能としています。

1.2 制度の流れ

本制度では、対象とする研究テーマを掲示した上で研究課題を公募し、外部有識者を中心とした審査の上、採択課題を決定します。決定後、採択者が所属する機関と委託契約を締結し、研究を実施していただきます。研究の全期間終了後、終了評価を実施します。全体の流れを図1に示します。

¹ 基礎研究についての産業界の期待と責務（H21.3.6 産業競争力懇談会）

² 総務省統計局 科学技術研究調査における「基礎研究」の定義

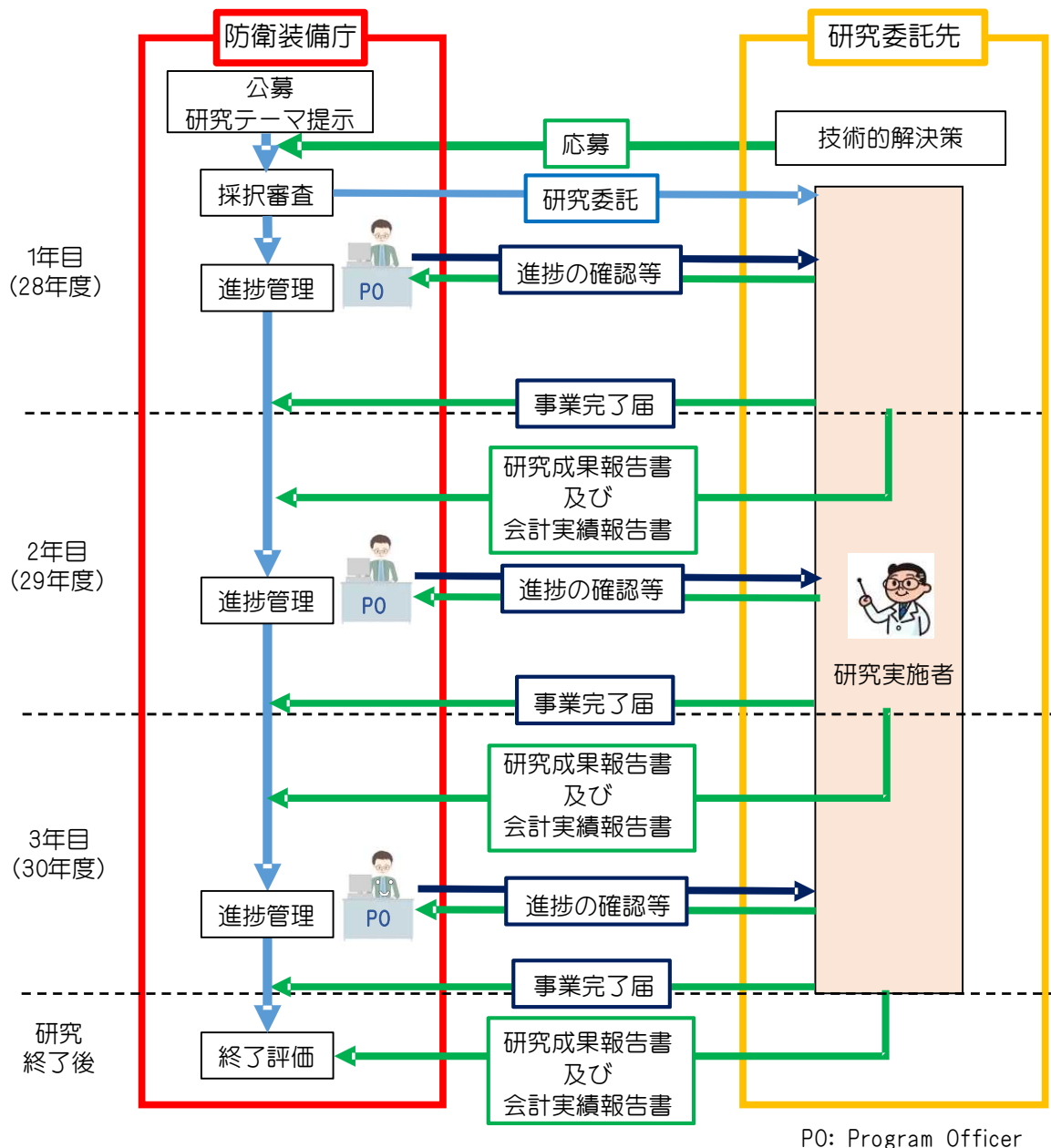


図1 委託研究の全体の流れの一例（研究期間3カ年の場合）

また、本制度で募集する研究の概要等は以下のとおりです。

研究期間：平成28年9月（予定）～から平成31年3月までの約2年半以内（1カ年度、2カ年度でも可）

研究費規模：提案に際して、1課題あたり研究費（直接経費）の上限を以下から選択

タイプA：年間3,000万円、タイプB：年間1,000万円

間接経費は直接経費の30%を別途支給

新規採択数：昨年と同程度（参考：27年度新規採択件数 9件）

（タイプAとタイプBについては区別せず審査・採択を行います）

契約形態：単年度毎の委託契約

※ 複数年度にわたる研究課題においても、年度末に進捗状況の確認等を実施し、その結果継続の可否を判断（契約は、毎年度更新）

本制度への応募を希望する研究者は、【別紙2】に示す研究テーマを確認の上、いずれかの研究テーマの内容に沿った適切な研究課題を案出し、【別紙3】に示す応募書類に記入の上、公募期間中に提出をしてください。

1.3 応募資格

(1) 研究体制について

- ① 本制度に基づいて研究を実施する研究者（「研究実施者」と呼びます。）のうち、研究実施の中心となる代表者を「研究代表者」とします。研究者1名での応募であれば、その方が研究代表者となります。2名以上の研究者から構成される研究グループで応募される場合、必ず1名の研究代表者を選んでください。また、研究代表者以外で、研究を実施する研究者を「研究分担者」と呼びます。
- ② 研究実施者の所属機関を「研究実施機関」、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」、研究分担者が所属する「代表研究機関」以外の研究実施機関を「分担研究機関」とします。応募は、代表研究機関の了解の元、研究代表者が行います。同様に、研究分担者も所属している研究機関の了解が必要です。

(2) 研究実施者の資格要件

すべての研究実施者は、研究を実施する能力のある以下の①から③のいずれかの機関に所属していることが必要です。

- ① 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
- ② 独立行政法人（国立研究開発法人を含みます）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ③ 民間企業、研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等³

これらの機関、及び研究実施場所は、原則としてすべて日本国内に所在していることが必要です。

なお、以下の者は研究実施者になることができません。

- 応募時あるいは研究実施時に国家公務員あるいは地方公務員⁴の職にある者
- 旧防衛省技術研究本部あるいは防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員は除きます）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者

³ 民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1 民法、商法その他日本の法律に基づいて設立された法人であること。
- 2 提案した研究課題について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る技術研究のための拠点を有すること。
- 3 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

⁴ 独立行政法人通則法第2条に定義される独立行政法人、あるいは地方独立行政法人法第2条に定義される地方独立行政法人に所属する職員は除きます。

(3) 研究代表者の資格要件

研究代表者については、上記(2)に加えて以下の条件を満足する必要があります。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語によるヒアリング審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること（研究実施機関の統合あるいは分割、組織改編等の場合は除きます）。

研究代表者は、提案した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有します。また、研究課題が採択された後、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究実施者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の所掌を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究グループ内における研究管理を行うこととなります。

研究期間中の研究代表者の変更を伴うような提案は避けてください。研究期間中に上記要件のうち、1つでも満たさなくなる等（退職等も含む）により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる方は、研究代表者にならないようお願いいたします。

(4) 研究実施機関の資格要件

本制度における委託契約は、代表研究機関と防衛装備庁との間で結びます。代表研究機関を含む研究実施機関は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格⁵）「役務」の「A」、「B」、「C」、または「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（代表研究機関のみ）
- ④ 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係または人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買または製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

このほか、研究代表機関に関して、著しい経営の状況の悪化または資産及び信用度の低下の事実がある場合、あるいは契約の履行がなされないおそれがあると認められる場合には、契約時に10%以上の契約保証金の納付を求めることがあります。

⁵本資格は、以下のホームページから手続きが可能です。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

またすべての研究実施機関は、契約までに公的研究資金の管理・監査体制、及び研究不正行為の防止のための体制を構築していただく必要があります。詳細は5.1節をご覧ください。

1.4 本制度のポイント

(1) 成果の公開について

本制度は、成果の公開を原則とします。そのため、成果を外部に公開しないことを前提とするような研究提案は避けてください（知財の取得等の関係で一部を不開示とすることは許容します）。なお、研究期間途中の成果の公開については、事前に防衛装備庁に届けていただくこととしております。また、新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、本制度による研究の成果であることを明記していただきます。

(2) 防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の利用について

提案にあたって、防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の使用を前提とするような研究課題は避けてください。審査の対象外となる場合があります。ただし、研究を実施する過程で、防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の利用が研究目的達成の上で有効であると、研究代表者及び防衛装備庁の双方が認めた場合には、別途、利用について調整することとします。

なお、いかなる場合であっても、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条に規定する「特定秘密」、あるいは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」に属する情報が委託先に提供されることはありません。

(3) 研究終了後の協力について

本制度による研究実施者には、研究期間中あるいは終了後に、防衛装備庁が主催するシンポジウム等において、研究成果を発表して頂く場合があります。また、研究期間終了後、得られた研究成果の民生分野等における活用状況について、国の研究開発評価指針に則り追跡調査を行う「フォローアップ調査」等へのご協力をお願いすることがあります。このような活動は、研究期間終了後に発生するため、要する費用を本制度の直接経費で支出することはできませんが、対応頂くことについては、採択に当たっての条件であることをご理解願います。

なお、本制度に採択されて委託研究を行ったことにより、将来、防衛省が実施する研究開発事業に参加を強制されることはありません。

1.5 研究費について

(1) 研究費の内訳

本制度で支払われる研究費は、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。

- ① 直接経費とは、本制度に基づき研究を実施するために、直接必要な経費を指します（【別紙1】参照）。
- ② 間接経費とは、直接経費に対して一定比率（30%）で手当てされ、本制度に基づく研究の実施に伴う研究実施機関の管理等に必要な経費として、研究実施機関が使用する

経費を指します。間接経費に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>) を御参照ください。

(2) 研究費の年度内執行の原則

本制度は、国の会計制度に基づき運用されます。複数年度にわたる研究であっても、一年毎に契約を締結し、契約において計上された経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、一部の例外を除いて認められませんのでご注意ください。

(3) 研究費の支払い

研究に要する費用は、「委託費」として、研究終了後の支払いとなりますが、研究代表者から依頼があった場合、研究期間途中の概算払い⁶を認めることがあります。

(4) 研究費の研究終了後の精算について

研究実施年度中に支出した研究費の精算を受けるにあたっては、代表研究機関より防衛装備庁に対して「会計実績報告書」の提出が必要です。POや事務局と調整の上、原則として、最終的な会計実績報告書を契約翌年度の5月31日までに提出いただきます。その後、額の確定作業を実施し、余剰があれば精算（返納）していただきます。

なお、年度内精算を選択する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた期限である契約翌年度の4月30日までに精算が行われます。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要があります。

2. 募集・選考方法と採択後の流れ

2.1 選考・評価体制

本制度における研究課題の採択、研究成果の評価その他必要な事項について、独立性、公平性及び透明性を確保した審査、評価又は審議を行うため、防衛装備庁に安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会を構成する評価委員は、大学教授等の外部専門家から防衛装備庁が委嘱します。

一方、研究課題の進捗管理等は、本制度の運用全体を統括する者として防衛装備庁の職員であるプログラムディレクター（PD）の指示の元、プログラムオフィサー（PO）が中心となって行います。POも、それぞれの研究テーマ毎に防衛装備庁の研究者から適切な人材が指名されます。研究実施者は、POと密接な連携を図ることが求められます。また、本制度の運営全般の事務等の取扱いは、PDの統括の元、事務局である防衛装備庁技術戦略部技術振興官（以下「事務局」という。）が担当します。

2.2 研究課題の公募

平成28年度に本制度で公募する研究テーマの詳細は【別紙2】をご参照ください。応募者は、この研究テーマの中から一つを選び、その研究テーマの解決策となり得る具体的

⁶ 概算払い： 支出金額が確定していない債務について概算金額を支払うこと。

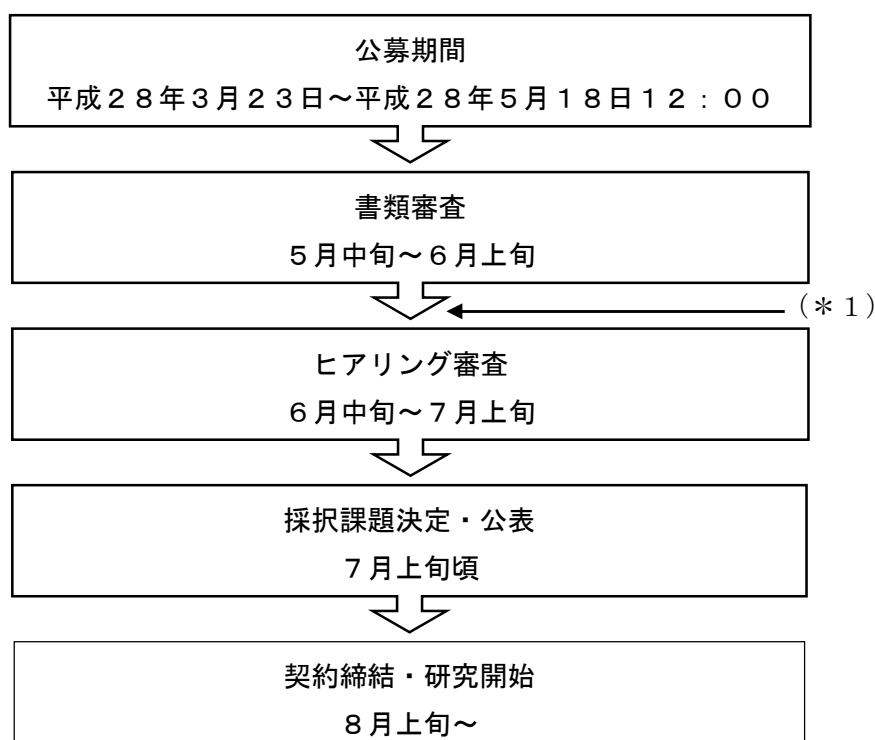
な研究課題（技術的解決策）を考案して応募してください。応募手続きの詳細につきましては、4章を参照してください。

研究テーマの解決策になっていない研究課題は、採択の対象となりません。

2.3 審査の概要

(1) 審査等の流れ

防衛装備庁の職員による予備審査を経て、外部評価委員による書類審査、面接審査により採択課題が決定されます。本制度における公募から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



(*1) 応募が多数の場合、書類審査の結果によりヒアリング審査対象を選別します。

(2) 審査における留意点

- ① 本要領に記載された条件を満たしていない、あるいは提出書類に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ② 応募書類だけでは十分な技術的裏付けが得られない場合、技術的根拠となる書類等を追加で提出していただく場合があります。
- ③ ヒアリング審査については、1週間前までに、審査対象課題の研究代表者に対しメール等でご連絡いたします。また、ヒアリング審査の実施日は事前にホームページ等に掲載します。

④ ヒアリング審査では、研究代表者自身によるプレゼンテーションを行って頂きます。特にやむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められません。ヒアリング審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外されますので、ご注意ください。

⑤ 評価委員には、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと等の秘密保持を遵守することが義務付けられます。評価委員の氏名等は、課題採択後、一般に公開します。

また、評価委員のうち審査案件の研究実施者と利害関係がある委員は、当該研究課題の審査から除外されます。

⑥ 防衛装備庁幹部あるいは事務局関係者等へ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。

2.4 審査の観点

審査においては、表1に示す観点に基づき、総合的に採点評価します。

表1 審査事項と審査における観点

審査項目		審査における観点
1	研究の発展性、将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、該当する研究テーマで求めている内容に込んでいるか。(研究テーマとの整合性) ・新規性、独創性、革新性がある成果が期待され、実施する価値があるか。新規性、独創性、革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨される。(成果の新規性、独創性、革新性) ・得られた成果が防衛用途だけではなく、民生品等、幅広い分野へ波及することが期待できるか。研究終了後の展開に関する将来像が明確になっているか。(技術の波及効果)
2	研究の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標が技術的な根拠に基づき具体的かつ明確に記載されているか。期間内の実現という観点から目標が適切に設定されているか、世の中の技術動向から見て極端に困難あるいは容易な目標になっていないか。目標の達成状況を客観的かつ定量的に検証可能とするような評価指標が提示されているか。(目標の具体性、明確性、適切性) ・研究目標を達成するための研究計画は、個々の研究要素レベルに至るまで具体化されており、抜けや不必要な部分は無い。計画の進捗状況を検証できるようなマイルストーンが適切に設定されているか。目標実現のためにボトルネックとなる技術課題を分析し、これに対応した研究計画となっているか。目標を実現するための方法論に新規性、独創性、革新性があり、類似研究に対する優位性が認められるか(研究計画及び方法) ・研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。(必要経費)

3	研究の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者及び研究分担者は研究を遂行するために十分な実績あるいは能力を有しているか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォートを配分しているか。研究代表者は個々の研究遂行能力にとどまらず、研究全体をマネジメントする能力を有しているか。（研究代表者等の能力） ・ 研究を実施するために、最適かつ効率的な体制が構築されているか。研究実施者間の情報共有、連携体制が具体的に構築され、研究代表者が研究全体を円滑に管理、運営できる体制が出来ているか。分担研究者に関しては、担当する研究開発要素に対して最適な人材であるか。人員の配置計画に問題は無いかな。（研究実施体制） ・ 設備備品等、研究を実施するための環境が事前に整備されているか、若しくは研究実施期間中の整備計画について十分検討がなされているか。目標の実現を期待させるような先行研究等による予備的成果が得られているか。（研究の準備状況）
---	--------	---

2.5 採択後の手続き等

(1) 審査結果の通知

審査終了後、すべての申請者（研究代表者）に対して、採択・不採択の通知をいたします。また、採択課題については、課題名および課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表します。不採択の研究課題は、その内容を公表しません。不採択の理由等に関する問合せについては、お答えしません。

※ 応募情報の管理については「5.10 応募情報および個人情報の取り扱い」を参照してください。

なお、課題採択の条件として、応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等が付される場合があります。

(2) 委託契約について

防衛装備庁は、採択課題の研究代表者と業務計画書および委託契約に係る条件の調整を行った上で、研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結します。研究実施者個人との間で委託契約を締結することはありません。

(3) 業務計画書の作成

採択された研究課題の研究代表者は、契約に先立ち、委託契約事務処理要領に規定する業務計画書を作成し、事務局と内容の調整をしていただきます。事務局からは、課題採択において付された条件等を踏まえ、実施内容や経費計画の修正を提案することがあります。最終的な業務計画書が確定した後、委託契約事務処理要領に基づいて契約手続きに入ります。なお、契約金額は、審査結果等を踏まえた修正に伴い、申請額から減額される場合もあります。

(4) 公的研究資金の管理・監査体制、及び研究不正行為の防止のための体制の確認

契約に先立ち、研究代表者及びすべての研究分担者それぞれが所属する研究実施機関において、公的研究費の管理・監査体制、及び研究不正行為の防止のための体制が整備さ

れていることを確認します。これらの体制が整備できていない場合、業務計画の修正や採択の取り消しを行う場合がありますのでご注意ください。細部は「5. 1 研究実施機関の要件・責務等」をご参照ください。

(5) その他の留意事項

- ① 契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（契約額を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された研究課題であっても契約に至らない場合があります。
- ② 研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、所属機関同士で再委託契約の締結をお願いします。その際の契約書等の関係書類は、5年間保存するようにしてください。

3. 研究の実施等について

3.1 研究の進め方

- (1) 契約後、研究代表者は「業務計画書」に基づいて研究を実施してください。防衛装備庁側の担当者として、POが研究の進捗管理を実施しますので、協力をお願いします。
- (2) 研究代表者は、当該年度の契約が完了したときは、契約に基づいて「事業完了届」を契約期間内（通常、毎年度末の3月31日まで）に提出してください。
- (3) 研究代表者または代表研究機関の契約担当者は、契約完了日から起算して61日以内（年度末が契約完了日の場合5月31日まで）に「会計実績報告書」を提出してください。ただし、年度内精算を行う等、特定の条件の場合には、翌年度の4月中に当該年度分の支払額を確定し支払いを終了する必要があります。この場合の提出書類及び提出時期は別途調整します。
- (4) 翌年度も引き続き継続を予定している研究課題については、POと調整の上、1月中旬～2月上旬頃を目処に、当該年度の進捗を取りまとめた資料及び翌年度の契約に必要な「業務計画書案」を提出していただきます。この作業は、翌年度の委託契約をスムーズに進めるために必要になります。これら提出された情報を元に、PDを中心とした部内職員において事業継続の要否を判断し、問題なければ翌年度の契約の手続きを行います。なお、問題があると判断された場合、委員会に諮った上で、研究の中止や「業務計画書」の変更等を行っていただく可能性がありますので、予めご了承ください。
- (5) 予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、「業務計画書」の変更あるいは研究の中止を求めることがあります。
- (6) 分担機関として業務計画書に明記されている場合を除き、直接研究内容に係わる業務について、本制度の研究費を使用して一部又は全部を再委託することはできません。

3.2 研究成果等の報告

- (1) この研究により得られた研究成果については、毎年度、契約に基づく「事業完了届」とは別に、「研究成果報告書」として詳細に取りまとめていただきます。研究成果報告

書の提出期限は、契約完了日の翌日から起算して61日以内（研究完了が3月31日の場合、翌年度の5月31日まで）とします。研究成果報告書には、研究実施期間中に発表した論文や学会発表の資料等を添付してください。外国語の論文の場合、提出時に日本語による概略等を添付していただく場合があります。

また、全研究期間終了後に提出する研究成果報告書には、これまでの研究成果すべてを記載してください。研究終了後、公開を予定している研究成果等については、最終的な研究成果報告書に含めるようにしてください。

- (2) 全研究期間（最大3カ年）終了後、研究課題の成果に関する終了評価を実施します。その際、研究代表者にプレゼンテーションによる成果等の報告をしていただきます。終了評価は、研究終了年度の翌年度第1四半期を予定しています。終了評価の詳細は、別途調整します。
- (3) 防衛装備庁が開催している防衛技術シンポジウム等において、成果等の発表（プレゼンテーション）を依頼することがありますので、研究実施者の方のご協力をお願いします。
- (4) 研究終了後、一定期間を経過したものについては、研究成果の活用状況の把握・分析をおこなうためのフォローアップ調査を行うことがありますので、研究実施者の方のご協力をお願いします。

3.3 研究成果の外部への公開手続き

本制度では、得られた成果について外部への公開が可能です。また、防衛省においても研究成果を発表することがあります。なお、研究実施期間中の公開にあたっては、その内容について事前に通知していただく必要があります。研究実施者が公表を希望する場合には、担当のPOと調整の上、発表の前に委託契約事務処理要領に定める「成果公表届」を事務局まで提出してください。

研究期間終了後、研究成果報告書を提出頂いた後であれば、当該報告書に記載された内容の公表について、事前の届け出は不要です。

3.4 知的財産権の帰属等

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条（日本版バイ・ドール規定）を踏まえた一定の条件を付した上で受託した研究実施機関に帰属させることができます。その詳細については委託契約事務処理要領で定める契約条項によります。なお、研究成果の外部への公開にあたっては、特に知的財産の取得計画に留意いただくようお願いいたします。委託先が成果を外部に公開する際、防衛省より、知財の取得等の観点で意見することがあります。

また、研究グループを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ委託先と再委託先の間で取決めてください。

4. 研究課題の申請方法

4.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

本制度の申請は、「府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）」を通じた作成・提出、及び郵送による双方が必要です。本制度への応募を希望する研究者は、システム利用規約に同意の上、e-Radの手続きをお願いします。応募にあたっては、e-Radへの研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録方法及び操作方法に関するマニュアルについてはポータルサイトを参照ください。

<<http://www.e-rad.go.jp>>。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他府省等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

4.2 申請書類の作成と提出方法

(1) 申請書類の作成

応募希望者は、【別紙3】に示す「平成28年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領」に基づいて申請書類を作成してください。

(2) 提出方法

① e-Radによる申請書類の提出方法

申請書類は、e-Radによる提出のみ受け付けます。【別紙4】に示す「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご覧ください。ただし、押印欄がある書類については、印影のない書類をe-Radで提出するとともに、郵送による提出もお願いします。

② 郵送による提出方法

押印箇所がある、様式1-1、様式4-2「研究分担者調書 兼 研究参加承諾書」及び、参考様式1「研究課題申請同意書」に関しては、押印した書類を郵送にて、下記郵送送付先にお送りください。コピーは認められませんのでご注意ください。また、直接の持ち込みによる書類等の提出は、一切認めません。

[郵送による提出先]

郵便番号162-8830 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁技術戦略部技術振興官付 安全保障技術研究推進制度担当 宛

③ 提出期間

e-Rad： 平成28年3月23日（水）～平成28年5月18日（水）正午（厳守）

郵送書類：平成28年3月23日（水）～平成28年5月18日（水）（必着）

④ 余裕を持った提出のお願い

提出書類は、事務局において確認し、不備があった場合修正を依頼します。公募締め切り直前に提出されますと、不備があった場合の対応時間が十分に確保できない可能性があります。提出は十分な余裕をもってお願いします。応募書類の修正が間に合わずに不受理になった場合は、応募者がすべての責任を負うものとします。

4.3 申請書類の注意事項

(1) 申請書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定のファイルを以下からダウンロードしてください。

○e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp>

(2) 申請書類のアップロード

- ・申請書類（様式1-1から先）をPDFの形式でe-Radシステムで応募（アップロード）してください。応募時にはそれぞれの様式を1つのPDFファイルにしてください。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Radの研究者向けマニュアル（全体版）の「I-1.6 システムの基本的な操作方法」を参照してください。
- ・応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は10MBですが、極力3MB程度以内に収めるよう努めてください。
- ・防衛装備庁へ提出する前に、提出すべきファイルがすべてそろっているか、また提案内容に間違いがないか、再確認願います。

(3) 画像ファイル形式

申請書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript やDTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されない可能性があります。

(4) 申請書の研究機関承認

- ・申請書について応募情報の登録を実行した後、研究機関の事務代表者による承認作業が必要です。承認が完了すると、提案内容の修正が出来なくなります。このため提案内容の再確認を十分行った後に登録願います。
- ・申請書の提出状況は「応募課題管理」画面にて確認できます。研究機関の承認が完了した申請書は「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となりますので、必ず確認ください。
- ・提出締切までに「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、事務局まで連絡してください。
- ・研究機関の内部手続きも含め、進捗状況の確認は、研究代表者が責任を持って行ってください。

(5) その他

- ・上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・提出された応募書類は返却いたしません。

5 応募にあたっての留意点

5.1 研究実施機関の要件・責務等

本制度に参画しようとするすべての研究実施機関は、競争的資金による本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを念頭に置き、関係する国の法令等を遵守し、次に示す内容を確認の上、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

- ・研究実施機関は、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）」（平成27年10月1日 防衛装備庁）⁷の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に従って、研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を防衛装備庁へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査等に対応することが求められます。
- ・研究実施機関は、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成27年10月1日 防衛装備庁）⁸の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に従って、研究の実施における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行うことが求められます。
- ・研究費は、研究実施機関の責任により支出・管理を行っていただきますが、委託契約書及び防衛装備庁が定める委託契約事務処理要領等により、本事業特有のルールを設けている事項については契約書等に従ってください。
- ・研究実施機関は、必要に応じ、防衛装備庁による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- ・各研究実施機関に対して、研究課題の採択に先立ち、また、委託契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、研究実施機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、委託契約を見合わせたり、契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止等の措置を行ったりすることがあります。当該研究実施機関における研究の実施が不適切で研究が実施できないと判断した場合には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。

5.2 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

応募者が、応募書類に事実と異なる記載を行ったと判断されるときは、その程度に応じ、研究

⁷ <http://www.mod.go.jp/atla/funding.html> からダウンロード可能です。

⁸ <http://www.mod.go.jp/atla/funding.html> からダウンロード可能です。

課題の不採択、採択取消しあるいは研究内容の変更を行うことがあります。

5.3 重複申請について

本制度において、同一研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできませんが、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に研究分担者として参画されることは差し支えありません。ただし、重複して採択されることはありません。ある研究者が研究実施者として応募した研究課題が採択候補となった場合、その研究者が研究実施者となっている他の研究課題は審査対象から除外されます。応募者は、採択の優先順位を指定できません。

5.4 不合理な重複・過度な集中に対する措置

(1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、研究課題の不採択、採択の取消し又は減額配分（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 同一の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありません。

(2) 過度の集中に対する措置

同一の研究者または研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究資金全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁹に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)）に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

⁹ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度等における重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

5.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本制度の応募は差し支えありませんが、他の制度への提案内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の見直し等を行うことがあります。

なお、応募者が、異なる課題名または内容で他の制度において助成等を受けている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成等を受けている場合、採択が決定している場合、または応募中の場合には、【別紙3】の様式3「他制度等による助成」に正確に記入してください。また、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告してください。この報告に漏れや事実と異なる内容があった場合、本制度において、採択の取消し等を行う場合があります。

5.6 研究費の不正な使用等に関する措置

研究費を他の用途に使用したり、防衛装備庁から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合の措置については、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）」（平成27年10月1日 防衛装備庁）に基づき、以下のとおりとします。

（1）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請および参加¹⁰の制限等の措置

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善良な管理者の注意義務（善管注意義務）に違反した研究者¹¹に対し、不正

¹⁰ 「申請および参加」とは、新規の提案、応募、申請を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続事業）への研究代表者または研究分担者等として参加することを指します。

¹¹ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用または不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

の程度に応じて競争的資金の適正な執行に関する指針¹²（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1のとおり、本制度への申請および参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省および他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請および参加が制限される場合があります。

（3）不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究実施者や、善管注意義務に違反した研究実施者のうち、本制度への申請および参加が制限された研究実施者については、当該不正事案等の概要（研究実施者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

5.7 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）への措置については、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成27年10月1日 防衛装備庁）に基づき、以下のとおりとします。

（1）契約の解除等の措置

研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請および参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2のとおり、本制度への申請および参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

（3）不正行為の公表について

本制度において、不正行為を行った研究実施者のうち、本制度への申請および参加が制限された研究実施者については、当該不正行為の概要（研究実施者氏名、所属機関、

¹² 当該指針については、以下の URL をご参照ください。なお、下記 URL は適宜変更になることがあります。<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表することとします。

5.8 他の競争的資金制度で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度¹³において、研究費の不正使用等または研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請および参加を制限します。

他の競争的資金制度には、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度、及び平成27年度以前に終了した制度も含まれます。また、申請等資格制限の取り扱いおよび対象制度が変更になった場合は適宜、防衛装備庁のホームページ等でお知らせいたします。

5.9 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

5.10 応募情報および個人情報の取扱い

採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題名、研究概要、研究代表者、所属研究実施機関、研究期間等)は、行政機関が保有する情報として公開されます。また、内閣府(総合科学技術・イノベーション会議)の政府研究開発データベース¹⁴への登録が行われます。採択されなかった課題については、その内容について外部に公開することはありません。

応募に関連して提供された個人情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号)を遵守し、法令等により提供を求められた場合を除き、下記各項目の目的にのみ利用します。

- ・審査および審査に係る事務連絡、通知等
- ・採択された課題の研究代表者に対して、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡
- ・採択された課題の研究代表者に対して、防衛装備庁が開催する成果報告会、シンポジウム等の案内状や、防衛装備庁が実施する諸事業の案内等の連絡

¹³ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご参照ください。なお、下記ホームページ、URLは適宜変更になることがあります。

【HPアドレス】http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin27_seido_ichiran.pdf

¹⁴ 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資金配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術・イノベーション会議において、各種情報(研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等)について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般に公開されておりません。

5.1.1 委託研究において購入した物品等の取り扱い

- (1) 本事業は、委託により実施するものであるため、本事業により購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、契約期間終了後（年度終了後）に防衛装備庁に帰属します。したがって、取得した管理対象物品は、所属する研究実施機関の担当者による善良な管理者の注意にもとづき管理していただきます。
- (2) 防衛装備庁に帰属した管理対象物品については、次年度以降も防衛装備庁と委託契約が締結される場合、無償で貸付を受けることができます。また、研究期間が満了し、次年度以降委託契約が締結されない場合、管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納していただきます。ただし、研究開発の発展に必要である等の防衛装備庁の判断により、有償貸付等による継続使用を認める場合があります。研究期間満了後は、物品等を無償で貸付することはできません。

5.1.2 その他事務手続について

事務手続については、「安全保障技術推進制度委託契約事務処理要領」を参照願います。

URL : http://www.mod.go.jp/atla/funding/h27jimuyouryou_v2.pdf